

日本・カナダ女性研究者交流事業実施要綱

平成 17 年 2 月 24 日

第 1023 回運営審議会決定

1 目的

本事業は、日本・カナダ両国の優れた女性研究者の相互訪問を通じて、幅広く科学技術・学術分野における女性の活躍を促進することを目的とする。

2 事業の内容

当該研究者は大学等を訪問し、専門とする分野に関する講演・情報交換等を行うとともに、高等学校等において、自らの研究活動や研究者としての経験について紹介等を行う。

3 事業の実施体制

(1) 実施体制

日本学術会議、文部科学省、カナダ大使館、カナダ王立協会、カナダ保健研究機構、カナダ自然科学・工学研究審議会が共同で実施する。

(2) 日本学術会議の役割分担

カナダからの研究者の受入事務全般（訪問先の選定、訪問日程の調整等）を担当するとともに、日本の研究者を関係機関と共同で公募する。（旅費、滞在費等の経費は、日本側は文部科学省、カナダ側はカナダ保健研究機構及びカナダ自然科学・工学研究審議会が負担する。）

4 実施計画

平成 17 年より 3 年間を目処に実施し、その後の本事業の継続については、日加双方で改めて協議する。

なお、毎年、両国からそれぞれ最大 2 名までの研究者の派遣・受入を行う。

5 募集要項

日本の女性研究者の募集要項等実施方法の詳細は、関係機関間で協議の上、別途定める。

6 その他

日本学術会議における本事業の庶務は、事務局各課・室の協力を得て、情報国際課において処理する。